

公的研究費不正防止計画

2022年 4月 1日

アンテナ技研株式会社(以下、「当社」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学省)に基づく、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定・実施する。

ガイドライン(実施基準)における要請事項	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化	
公的研究費等の運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を期間内外に周知・公表する。	機関内責任者を以下のとおり定め、その職名・役割をホームページ等に公開する。 <ul style="list-style-type: none">最高管理責任者: 代表取締役社長統括管理責任者: 開発部 部長コンプライアンス推進責任者: 開発部 課長、調達総務部 IT・プロジェクト管理課 課長
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境整備	
公的研究費等の使用ルールと運用実態の乖離	公的研究費使用ルールをまとめたハンドブックを作成し、研究員および事務担当者に配布する。 公的研究費の運営・管理に係る相談窓口を設置し、その連絡先をホームページ等に公開する。 公的研究費の決裁手続きについて、研究員及び事務担当者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、社内に周知する。
公的研究費等に対する事務手続き等、研究員のコンプライアンス(モラル)の低下	<ul style="list-style-type: none">e ラーニング(eAPPIN 等)又は啓発活動を実施することにより、公的研究費等の適正執行に関する意識向上を図る。上記のコンプライアンス教育を受講した研究員に、誓約書(又は修了証)の提出を義務付ける。 「アンテナ技研株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、運用の透明化を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	モニタリングや内部監査を通じて不正発生要因を把握し、点検・評価したものを盛り込んだ不正防止計画を策定する。

ガイドライン(実施基準)における 要請事項	不正防止計画
4. 公的研究費の適正な運営・管理活動	
物品等調達における研究員と関係業者との癒着	<p>研究員から不正な働きかけがあった場合は、告発窓口(総務課)へ通報するよう取引業者に周知する。</p> <p>取引業者に対し、不正又は不適切な契約を行わないようホームページで周知するとともに、誓約書の提出を求める取り組みを行う。</p>
予算執行のチェック体制の不備	<p>事務処理担当者は、定期的に予算執行状況を検証し、研究計画に問題が生じる場合、以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高管理責任者へ予算執行状況を報告し、研究員への指導を促す。 ・ 最高管理責任者を中心に、返還・繰越制度の活用等について話し合う場を設ける。
検収作業の形骸化	<p>検収の際は、発注書や契約書と納入された現物の照合を行う。</p>
5. 情報発信・共有化の推進	
公的研究費の不正に関する通報制度の形骸化	<p>公的研究費に係る不正行為等の通報窓口を、ホームページ等に公開する。</p>
公的研究費の制度等に関する情報伝達不足	<p>ホームページ等により、公的研究費等の不正への取り組みに関する当社の方針等を外部に公開する。</p>
6. モニタリングの在り方	
モニタリングの形骸化	<p>内部監査部門は、監査を次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費等の適正な運営・管理の徹底の為、監事と連携し、実効性のある確認・検証を行う。 ・ 不正が発生するリスク要因を分析し、リスクアプローチ監査を実施する。

以上